

医療機関窓口にて一旦費用を自己負担していただき、後日、こども家庭センターへ償還払いの申請をしていただくと、費用が戻ります。(※助成額上限あり)

1. 医療機関で新生児聴覚検査を受診する。
2. **医療機関で「受診票」の所見欄、健診実施日・担当医師名等を記入してもらう。**
3. 医療機関の窓口検査料金を支払う。
4. こども家庭センターへ下記①～④を提出し、償還払いの申請をする。
 - ①新生児聴覚検査助成申請書兼請求書（※医療機関の記入欄あり）
 - ②新生児聴覚検査受診票
 - ③領収書の写し
（※新生児聴覚検査と明記のもの、または診療明細書を一緒に持参）
 - ④申請者名義の通帳の写し
5. 申請からおおむね1～2か月後に助成額（※上限あり）をご指定の口座に振り込みます。

※受診票の健診日と同日のもの
※新生児聴覚検査と明記のもの、
または診療明細書を一緒に持参

【お問合せ】 さくら市こども家庭センター TEL:028-616-3732